



交通安全ニュース

～No. 25～

令和6年9月12日

北見警察署
交通課

飲酒運転 ひない させない 許さない ぜひで 見逃さない!!



同乗の禁止

何人も、車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、その車両に乗せてくれるよう、運転者に非難又は勧告をして、車両に同乗してはならない。
罰則(酒気帯び)～2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



車両等の提供禁止

何人も、酒気を帯びている者で、酒気を帯びて車両等を運転することとなるおそれのある者に、車両等を提供してはならない。
罰則(酒気帯び)～3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



酒類の提供禁止

何人も、酒気を帯びて車両等を運転することとなるおそれのある者に、酒類を提供し、または飲酒をすすめてはならない。
罰則(酒気帯び)～2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

あなた、捕まりますよ



飲酒運転
根絶



～ ストップ・ザ・交通事故 めざせ安全で安心なオホーツク地域 ～